

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年2月21日（平成30年（行個）諮問第24号）

答申日：平成30年7月19日（平成30年度（行個）答申第73号）

事件名：本人が特定日に札幌法務局に送付したメールを印刷した文書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件文書1」及び「本件文書2」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年1月31日付け札幌第29号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由（別紙2）のとおり。総務省行政評価局では、審査請求人から総務省宛ての書簡・メール及び総務省から審査請求人宛ての書簡・メールの内容について訂正請求について理由があると認めている。認めない例は、趣旨：「行政相談に関する内容」を「ご相談内容」に訂正せよ。理由：総務省HPの様式がそうになっているから。これは、様式は個人情報に当たらないため当該訂正請求に理由があると認められるときに該当しなかった。

総務省北海道管区行政評価局総務行政相談部管理官室（情報公開・個人情報保護等推進員）の意見も同じである。総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室も同じである。

（2）意見書

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る訂正請求の対象とされた保有個人情報及び原処分

本件審査請求に係る訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）の対象とされた保有個人情報は、本件文書1及び本件文書2（これらに記録されたものが本件対象保有個人情報）であるところ、処分庁は、法30条2項の規定に基づき、平成30年1月31日付け札幌第29号通知をもって、訂正しない旨の決定（原処分）を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、総務省行政評価局（以下「行政評価局」という。）では、審査請求人から総務省宛ての書簡・メール及び総務省から審査請求人宛ての書簡・メールの内容について、訂正請求について理由があると認めているとの理由から、本件対象保有個人情報について、保有個人情報訂正請求書のと通りの訂正を求めるものであると考えられる。

3 原処分の妥当性

審査請求人は、上記2の理由により、本件審査請求部分について訂正すべきであると主張するので、本件審査請求部分を不訂正とした原処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件訂正請求において訂正請求者（審査請求人。以下同じ。）が求める訂正は、実質的には、審査請求人が送信したメール本文に記載された内容について、事後に判明した事情に基づき加筆修正を求めるものであり、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しない。

(2) なお、本件訂正請求において、訂正請求が認められる可能性があるとするれば、訂正請求者が送信又は受信したメール本文と本件対象保有個人情報の内容が齟齬している場合が考えられるが、本件についてはそのような事実はない。

(3) おって、審査請求人は、行政評価局では、審査請求人からの訂正請求に理由があると認めているとの理由から、本件訂正請求についても訂正請求に応じるべき旨を主張するが、行政評価局がどのような訂正請求に対し、どのような判断をしたのかは明らかではないものの、本件訂正請求は、上記(1)及び(2)のとおり、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないことは明らかである。

4 結論

以上のとおりであるから、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月21日 諮問の受理

- | | |
|----------------|-------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 3 月 1 2 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年 7 月 1 7 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙 2 のとおりの訂正を求めるものであるところ、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙 2 のとおりの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否について検討する。

2 法 2 7 条 1 項 1 号について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法 1 2 条 1 項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法 2 7 条 1 項 1 号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところによると、本件対象保有個人情報が記録された本件文書は、審査請求人が、特定日 A（ただし平成 2 7 年。以下同じ。）に札幌法務局に対し、審査請求人の意見要望を送付したメールを印刷した文書（本件文書 1）及び札幌法務局が、特定日 B（ただし平成 2 7 年。以下同じ。）に審査請求人に対し、当該意見要望に回答したメールを印刷した文書（本件文書 2）であり、そのうち、本件対象訂正部分は、本件文書 1 の審査請求人の意見要望が記載されたメール本文部分及び本件文書 2 の札幌法務局の回答が記載されたメール本文部分であると認められる。

(2) 法 2 9 条は、当該訂正請求に理由があると認められるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用や保存の目的等の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用や保存の目的等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、上記（1）のような法務局に対して寄せられた意見要望のメールやこれに対する法務局の回答メールに記録された保有個人情報については、法務局行政に関する意見及び相談の処理に利用しており、今後の法務局行政の改善等のための参考とするとともに、事後の照会等の対応に必要なものとしてそ

のまま保存しているとのことであり、このような本件対象保有個人情報の利用や保存の目的等に関する諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情もないことから、首肯できる。

(3) そうすると、本件対象保有個人情報は、過去の事実を記録することがその利用目的であるといえるところ、本件文書の形状やその記載内容に照らして、そこに記録されている情報は、審査請求人が特定日 A に札幌法務局に対してメールで送付した意見要望の内容及び札幌法務局が特定日 B に審査請求人に対して当該意見要望にメールで回答した内容がそのまま印刷されたものであることは明らかであるから、これについて、その後に判明した事実を主張し、それに基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないものといわざるを得ず、本件対象訂正部分につき、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するということはできない。

(4) したがって、本件対象訂正部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報記録された文書）

本件文書 1 平成 27 年意見要望のうち，特定日 A，訂正請求者が，札幌法務局に対し，司法書士懲戒処分申立てに係る不作為の審査請求（案）を送付したメールを印刷した文書

本件文書 2 平成 27 年意見要望のうち，特定日 B，札幌法務局が，訂正請求者に対し，その結果のみを通知する旨を回答したメールを印刷した文書

別紙 2（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

1 趣旨

- (1) 「特定日 C 懲戒処分申出書について、担当職員から「行政不服審査はできる。行政手続法はない。」、「3 か月後に電話をすれば、官報に登載したかどうかは教える。」と説明がありましたが、いまだに、「司法書士が正しいので懲戒処分しない旨の決定」がありません（行政の不作為）ので、不服申立てできる旨並びに不服審査できる行政庁及び内容をご教示願います。」を「特定日 A に北海道管区行政評価局特定職員から、「札幌法務局から、一般業務サービスとして、調べて伝えることができる旨の回答を得た」との連絡がありましたので、懲戒処分申し出の結果をご教示願います。」に訂正せよ。
- (2) 「従前回答したとおり、法文上の規定がないことから結果についてはお知らせしない旨、説明していたところです。しかしながら、申出人に対し、その結果をお知らせしないことは、行政サービスの観点から好ましくないと判断し、今後の取扱いとして、その結果のみ通知することといたします。」を「特定日 A に回答したとおり、通報者からの照会があれば、一般業務サービスとして回答することができる旨を札幌法務局から北海道管区行政評価局特定職員に連絡したところです。しかしながら、通報者からの照会がない限りは結果を知らせないということは、行政サービスの観点から好ましくないとして、照会がなくても結果を通知することといたします。」に訂正せよ。

2 理由

平成 28 年（行個）諮問第 52 号の答申書のとおり、北海道管区行政評価局の以下の主張が正しいと答申があり、本件のメールの内容は根拠がないと否定されたから。

法文上の規定がないことから結果については通知しない（特定日 C）。→
通報者からの照会があれば一般業務サービスとして回答する（特定日 A）。
→
照会がなくても、その結果のみ通知する（特定日 B）。

別紙 3（意見書）

理由説明書（上記第 3） 原処分の妥当性について

法 29 条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないとしているが、法の相談窓口である北海道管区行政評価局総務行政相談部管理官室（情報公開・個人情報保護等推進員）に確認した結果「行政相談に関する内容」は該当しないが、「特定番号 A」，「特定番号 B」，「応接態度」，「当方」は該当し訂正請求について不訂正・訂正の審査をしている。また、回答のメール本文についても同様に訂正・不訂正の審査をしている。

訂正の趣旨

平成 28 年（行個）諮問第 52 号答申書に記載されているとおり訂正せよ。
諮問 52 号答申書に記載されていることが事実であり、
「総務省行政相談業務室と〇〇（審査請求人の姓。以下同じ）の間のメール」及び「札幌法務局総務課と〇〇との間のメール」は事実ではないと認定されたから。